第１編

総　論

第１章 憲法の意義と基本原理

はじめに

社会は、多様な価値観をもつ多くの人々によって構成されている。みんながお互いに助け合い、譲り合って生きていければよいが、現実はそうもいかない。中には他人を傷つけたり、自分の利益しか考えなかったりする者も存在するからである。そこで、国家がルールを作り、強い権力をもつ必要があるわけであるが、そこには問題も生じる。それは、「権力がとかく濫用される傾向にある」ということである。このことは、過去の歴史からも明らかである。そのため、まず、国家権力自体を規制するルールが必要となる。これが「憲法」である。つまり、憲法とは、「国家権力から国民を守るためのルール」である。ここでは、憲法の意義とその基本原理について学習する。

1. 憲法とは何か

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
				○					

1　国家と憲法

人間は、社会を形成して生活する。その社会が一定の要件を備えるとき、それを「国家」と呼ぶ。

国家には、①**領土**（領海・領空を含む）、②**人**、③**権力**（＝**主権**）という３つの要素が必要である。

【国家の３要素】

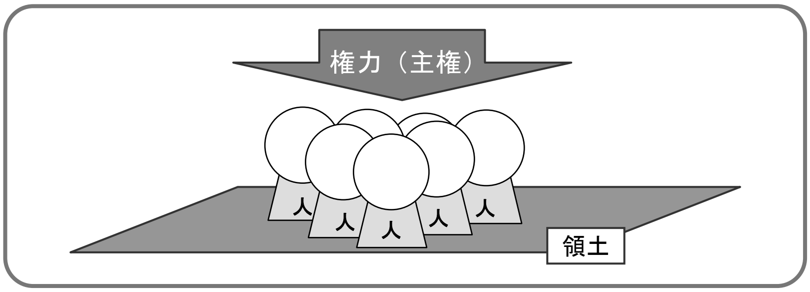

この国家の存在を基礎づける基本法が、通常「**憲法**」と呼ばれる法である。

「憲法」の概念は多義的であるが、大きく分類すると、①形式的意味の憲法と②実質的意味の憲法とがある。

①**形式的意味の憲法**とは、憲法という名前で呼ばれる成文の法典を意味する。この意味の憲法は、どのような内容であるかを問わない。他方、②**実質的意味の憲法**とは、ある特定の内容をもった法（※不文法（302頁参照）も含む。）を憲法と呼ぶ場合である。これには（i）固有の意味の憲法と（ii）立憲的意味の憲法とがある。

- ① 形式的意味の憲法
- ② 実質的意味の憲法
  - （i）固有の意味の憲法
  - （ii）立憲的意味の憲法

（i）**固有の意味の憲法**とは、国家の統治の基本を定めた法のことである。国家であれば、いつの時代でも、またどのような社会形態をとろうとも、この意味の憲法は存在する。

（ii）**立憲的意味の憲法**とは、権力を制限することにより、自由を保障しようという考え方を基本理念とする憲法である。この立憲的意味の憲法にこそ、憲法の存在意義があるといえる。憲法は、一方で守られるべき人権を列挙し、他方で国家の権力濫用を防止することによって、国民の権利・自由を守るという役割を果たしているのである。 ⇒ 2017-7-2

MEMO 憲法の制定により、専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障するという思想を「**立憲主義思想**」という。立憲的意味の憲法は、「法の支配」の原理と密接に関連している。**法の支配**とは、専断的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することにより、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理をいう（210頁参照）。これは、中世の法優位の思想から生まれ、英米法の根幹をなすものとして発展してきたものである。

【立憲的意味の憲法】

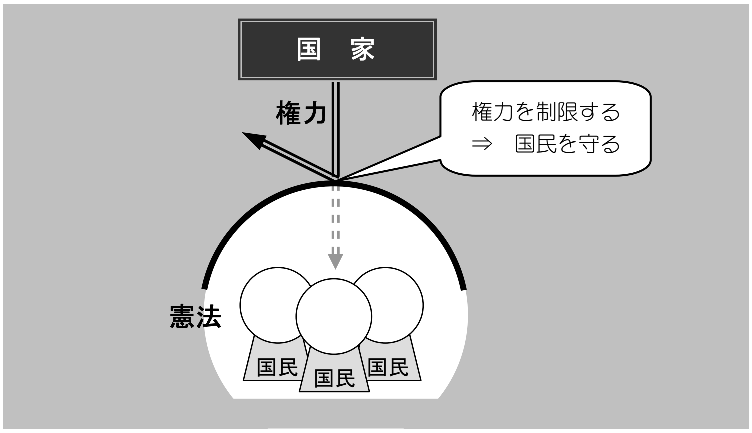

2　憲法の分類

(1)　形式による分類

成文（せいぶん）憲法	憲法が憲法典という法的文書の形式で存在する場合
不文（ふぶん）憲法	憲法が憲法典という形式をとらず、普通の法律・慣習法等の形で存在する場合

MEMO　不文憲法は、憲法典という形式をとらないだけで、普通の法律（成文法）で存在することがあり、「不文法（判例法、慣習法など）」（302頁参照）と異なる。イギリスには憲法典という特別な法典がなく、イギリス憲法は不文憲法に分類される。

(2)　改正手続による分類

⇒ 2017-7-1

硬性（こうせい）憲法	意義	通常の法律とは異なる特別の慎重・厳重な手続によらなければ変更することができない憲法
	長所	憲法の安定性と永続性を確保することができる
軟性（なんせい）憲法	意義	通常の法律の場合と同じ手続で変更することができる憲法
	長所	事情の変化に適応することができる

MEMO　イギリスの憲法規定の多くは、通常の法律で規定されており、イギリスの憲法は、「軟性憲法」に分類することができる。イギリスには、「憲法」という名称の法典はなく、形式的意味での憲法は存在しないので「硬性」とはいえない。

(3)　制定主体による分類

欽定（きんてい）憲法	君主によって制定される憲法
民定（みんてい）憲法	国民によって制定される憲法
協約（きょうやく）憲法	君主と国民との合意によって制定される憲法

ここを理解！

⇒ 2017-7-2

立憲的意味の憲法は、形式面では成文法であり、性質において硬性であるのが一般的である。成文法の形式であれば、法律よりも優位する形式的効力を認めることができる。

関連知識をCHECK!

近代憲法の特質としては、①**人権規範**、②**制限規範**、③**最高法規**が挙げられる。

【近代憲法の特質】

① 人権規範	自由の基礎法であること
② 制限規範	国家権力を制限する基礎法であること
③ 最高法規	国法秩序において最も強い形式的効力をもつこと

憲法が、国家機関を定め、それぞれに国家作用を授権していることから、「憲法は、組織規範・授権規範である」といえる。しかし、憲法は、個人の人格を尊重し、自由を守るために存在しているから、あくまでも憲法の中核をなすのは**人権規範**である（①）。憲法が自由の基礎法であることは、同時に、憲法が国家権力を制限する基礎法であること（**制限規範**）を意味する（②）。そうでなければ、国民の自由が守られないからである。

「憲法が最高法規であること」は、憲法改正に法律の改正よりも困難な手続を要求する硬性憲法からすると、論理必然であるといえる（**形式的最高法規性**）。しかし、「憲法が最高法規であること」の本質は、憲法が実質的に法律と異なる点に求めるべきである（**実質的最高法規性**（③））。憲法が、国民の権利・自由をあらゆる国家権力から侵されないものとして保障する規範を中核としているからである。

近代立憲主義では、権力分立と権利の保障が確保されていることが中核的内容であったが、20世紀に入って、社会国家的憲法、行政国家的憲法などの国家による自由（社会権）の保障も実質的意味の憲法に含まれるようになった。

憲法が最高法規であることから、国法秩序は、形式的効力の面で、憲法を頂点として、以下のような段階構造になると考えられる。

【国法秩序の段階構造】

⇒ 2017-7-4

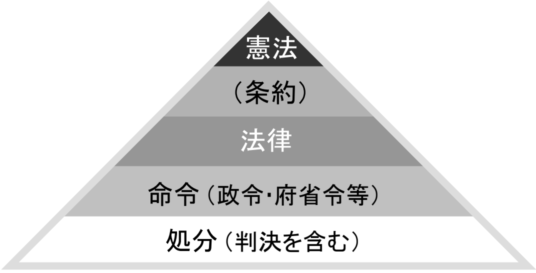

＊ 条例・規則は、「法律・命令」に準ずるものと考えられる

MEMO 基本的人権が永久不可侵であることを宣言する97条は、硬性憲法の建前（96条）、形式的最高法規性（98条）の実質的な根拠を明らかにした規定であるといえる。

2. 日本国憲法の構造

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
				○					

日本国憲法は、前文と本文11章103条からなる成文法典である。

日本国憲法は、わが国の法の中で最高の位置を占め、主に、人権保障と統治機構について定めている。このうち人権保障の部分には、国民が平和で安全な生活をするために必要な権利が定められている。この**人権保障が憲法の最大の目的**であり、それを国家が実現するための手段が統治機構によって定められている。

1 前文（ぜんぶん）

◂前 文▸

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

前文とは、法律の最初に付され、その法律の目的や精神を述べる文章である。日本国憲法前文の場合は、国民が憲法制定権力の保持者であることを宣言し、また、近代憲法に内在する価値・原理を確認している点で、重要な意義を有する。

MEMO **憲法制定権力**とは、憲法をつくり、憲法上の諸機関に権限を付与する力をいう。国民に憲法制定権力があるという考え方は、18世紀末の近代市民革命時、とくにアメリカ、フランスにおいて、国民主権を基礎付け、近代立憲主義憲法を制定する際に大きな役割を果たした。

(1) 前文の内容

前文１項(※前文１段ともいう。)では、「主権が国民に存することを宣言し」と述べられており、日本国憲法が基本原理として**国民主権**を採ることを明示している。また、前文１項では、「自由のもたらす恵沢を確保し」と述べられており、**基本的人権の尊重**を明らかにしている。さらに、前文では、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」（１項)、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」(２項)と述べられており、日本国憲法が**平和主義**を採用しているといえる。

また、前文１項において、日本国民が「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」、国政の権力は「国民の代表者がこれを行使」すると述べられており、日本国憲法が**代表民主制**を採ることを明らかにしている。

MEMO 前文３項には「**国際協調主義**」が規定され、前文４項では日本国憲法の「崇高な理想と目的を達成すること」が誓約されている。

(2) 前文の法的性格

憲法前文も憲法の一部をなす以上、**本文と同じ法的効力をもつ**と考えられている(※「法規範性を有する」とも表現される。)。 ⇒ 2017-7-5

もっとも、前文の内容は、抽象的な原理・理念の宣言にとどまる。このことから、**前文は裁判規範性を有するものではない**と考えられる。そのため、法律等の違憲性を主張するには、憲法本文の各条項に違反することに言及しなければならない。

なお、前文を改正する場合には、憲法96条の改正手続を経ることが必要である。

MEMO **裁判規範**とは、裁判所による紛争解決の基準となるものをいう(299頁参照)。「前文に裁判規範性が認められない」とは、前文を直接の根拠として裁判所に救済を求めることはできないということを意味する。

関連知識をCHECK!

前文の裁判規範性の問題は、具体的には平和的生存権（へいわてきせいぞんけん）について問題となる。**平和的生存権**は、「平和を享受（きょうじゅ）する権利」を意味し、憲法９条の戦争の放棄の原則との関連で、平和を人権として捉えるという意図に基づいて主張されている。

この前文に規定される「平和のうちに生存する権利」の裁判規範性について、札幌高裁（**長沼（ながぬま）事件控訴審（こうそしん）**／札幌高判昭51.8.5）は、以下のように判示する。

「（前文）第２、第３項の規定は、これら政治方針がわが国の政治の運営を目的的に規制するという意味では法的効力を有するといい得るにしても、国民主権代表制民主制と異なり、理念としての平和の内容については、これを具体的かつ特定的に規定しているわけではなく、前記第２、第３項を受けるとみられる第４項の規定に照しても、右平和は崇高（すうこう）な理念ないし目的としての概念にとどまるものであることが明らかであって、**前文中に定める『平和のうちに生存する権利』も裁判規範として、なんら現実的、個別的内容をもつものとして具体化されているものではない**というほかないものである。」

この訴訟は、農林大臣（当時）が、航空自衛隊のナイキ基地を建設するため、国有保安林の指定を解除した処分につき、地域住民がその取消しを求めて提起したものである。札幌高裁は、訴（うった）えの利益（りえき）* の消滅を理由として却下し、最高裁も同様の理由で上告（じょうこく）を棄却（ききゃく）した（長沼事件／最判昭57.9.9）。

＊　**訴えの利益**とは、審判対象である特定の請求が本案判決による紛争の解決に適するかどうかの基準をいう。平和的生存権は、基地付近の住民が基地の撤廃を裁判所に求める場合の「訴えの利益」を基礎づけるために主張されている。

2　憲法の基本原理

【人権保障の体系】

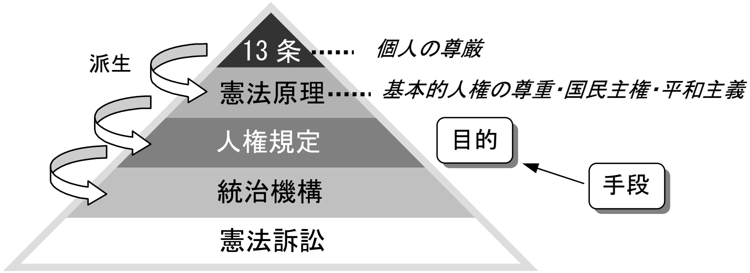

※ 憲法は、個人の尊厳を達成するための人権保障の体系である

日本国憲法は、「**個人（こじん）の尊厳（そんげん）**」を究極の価値として、① **基本的人権の尊重**、② **国民主権**、③ **平和主義**の３つを基本原理としている。

(1) 個人の尊厳

個人の尊厳とは、すべての人が個人として等しく尊重されなければならないという理念である。日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」（13条前段）と規定している。

(2) 基本的人権の尊重（自由主義）

基本的人権の尊重は、人が人として有する権利を国家によって妨害されないことを意味する。これは、自由主義の原理に基づく。

自由主義の原理は、（ⅰ）個人と国家の関係においては、国家に対する権利・自由の主張というかたちであらわれ、（ⅱ）国家の組織内部においては、権力分立というかたちであらわれる。

MEMO　日本国憲法には、①国家に対する権利・自由のあらわれとして第３章の国民の権利・自由に関する規定（19条、21条など）があり、②権力分立のあらわれとして、立法権は国会（41条）、行政権は内閣（65条）、司法権は裁判所（76条１項）にそれぞれ帰属するという規定がある。

(3) 国民主権（民主主義）

国民主権とは、国の政治を最終的に決定するのは国民であることを意味する。これは、民主主義の原理に基づく。

MEMO　国民主権は、前文、１条で明記され、その他公務員の選定罷免権（15条１項）、国会の最高機関性（41条）、最高裁判所の裁判官の国民審査（79条２項３項）、憲法改正権（96条）などにあらわれている。

(4) 平和主義

日本国憲法は、過去の大戦の体験を踏まえ、その反省に基づき、**平和主義**を基本原理としている（前文２項、９条）。

ここを理解！

日本国憲法の３つの基本原理は、相互に不可分に関連している。

まず、専制政治の下においては、基本的人権の保障が完全なものとはなりえない。したがって、基本的人権の保障は、国民主権の原理と結びついている。

また、人間の自由と生存は、平和なくしては確保することができない。その意味では、平和主義も、基本的人権の保障、国民主権の原理と密接に結びついているといえる。

【日本国憲法の基本構造】

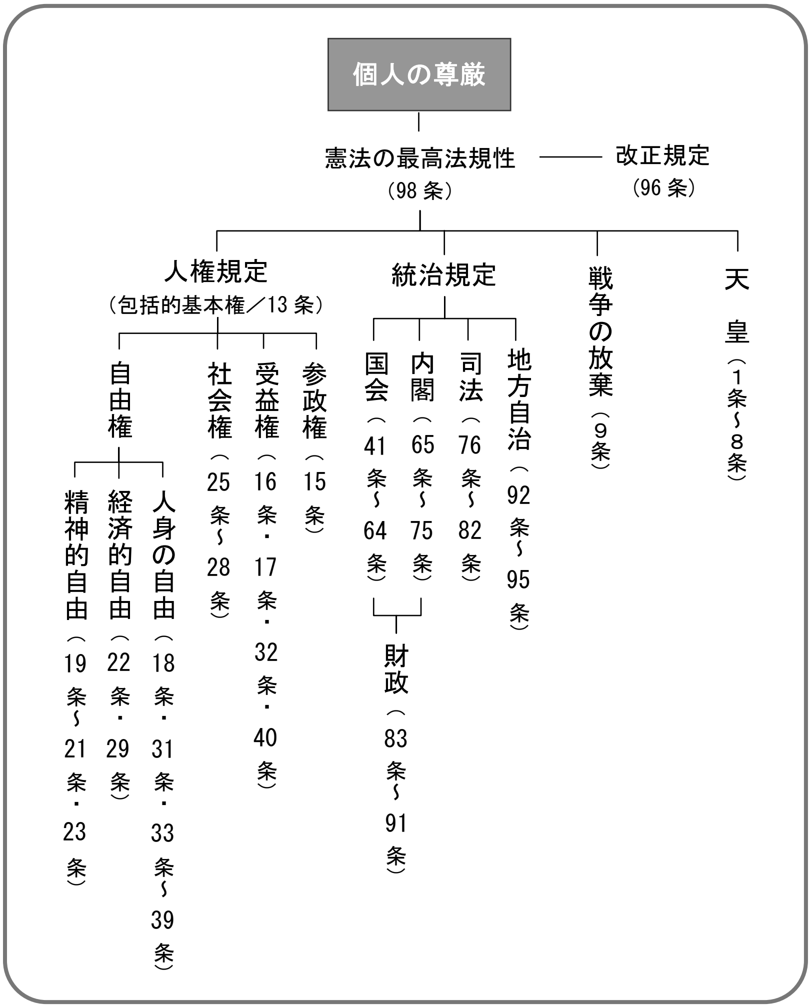
個人の尊厳
憲法の最高法規性
(98条)
改正規定
(96条)
人権規定
(包括的基本権／13条)
統治規定
戦争の放棄(9条)
天皇(1条～8条)
自由権
社会権(25条～28条)
受益権(16条・17条・32条・40条)
参政権(15条)
精神的自由(19条～21条・23条)
経済的自由(22条・29条)
人身の自由(18条・31条・33条～39条)
国会(41条～64条)
内閣(65条～75条)
司法(76条～82条)
地方自治(92条～95条)
財政(83条～91条)

第２章 天皇

はじめに

日本国憲法は、国民主権原理を採用したが、天皇制を残した。しかし、日本国憲法が採用しているのは、「象徴天皇制」である。日本国憲法下の天皇は、明治憲法（大日本帝国憲法）下の天皇のように、統治権を総攬（そうらん）しているわけではない。

1. 天皇の地位

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22

1　象徴天皇制（しょうちょうてんのうせい）の意義

天皇は、**日本国の象徴**であり**日本国民統合の象徴**であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく（１条）。１条は、まず国の統治原理として国民が主権者であること（**国民主権**）を宣言し、そして、その主権者の意思に基づいた**象徴天皇制**を採用することを宣言している。

MEMO　「象徴」とは、抽象的・無形的・非感覚的なものを具体的・有形的・感覚的なものにより具象化する作用ないしその媒介物をいう。

関連知識をCHECK!

明治憲法下では、天皇は、君主として、国の象徴としての役割を果たしていたが、「統治の総攬（そうらん）者」とされていたので、その象徴としての役割が一般に注目されなかった。これに対し、日本国憲法では、天皇が「統治の総攬者」であることが否定され、天皇が国政に関する機能を全くもたなくなった結果、天皇の「象徴」としての地位が明確にされている。

2　皇位（こうい）の世襲（せしゅう）制

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した**皇室典範**（こうしつてんぱん）の定めるところにより、これを継承する（２条）。

MEMO　(ⅰ)「**世襲**」とは、天皇の地位につく資格が、現に天皇の地位にある人の血統に属する者に限定されることを意味する。(ⅱ) 平成28（2016）年８月、当時の天皇から、「象徴的行為」を十分に果たせないことを理由に生前退位の希望が示された。憲法は皇位継承につき「世襲」以外は皇室典範に委ねており（２条）、生前退位を容認するのが通説的見解であったことから、平成29（2017）年に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が制定され、2019年に天皇の生前退位が実現した。

2. 天皇の権能

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	○	○			○	○	○		

◂条 文▸

第３条　天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第４条　天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

２　天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第６条　天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

２　天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第７条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一　憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二　国会を召集すること。
三　衆議院を解散すること。
四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。
五　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七　栄典を授与すること。
八　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九　外国の大使及び公使を接受すること。
十　儀式を行ふこと。

1　天皇の権能に対する制限

天皇は、憲法に定める**国事に関する行為**のみを行い、国政に関する権能を有しない（４条１項）。

天皇が国事行為を行う場合には、内閣の助言と承認を必要とし、国事行為から発生した結果に対しては、**内閣**がその責任を負う（３条）。

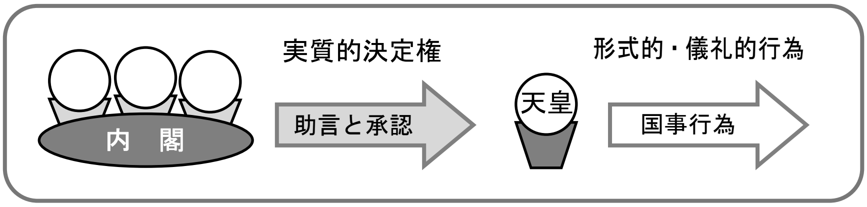

● 過去問 ●

・　天皇は、日本国憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。[1998-21-オ]

⇒　○　そのとおり（4条1項）。

・　天皇の国事に関する行為については内閣の助言と承認を必要とし、天皇は、その行為の責任を負わない。[1999-21-エ]

⇒　○　そのとおり（3条）。

2　天皇の国事行為

(1)　7条所定の国事行為

天皇は、**内閣の助言と承認**により、国民のために、以下の国事に関する行為を行う（7条）。

【7条所定の国事行為】

① **憲法改正**、**法律**、**政令**および**条約**を**公布**すること（1号）　⇒ 2015-7-4
② **国会**を**召集**すること（2号）
③ **衆議院**を**解散**すること（3号）
④ 国会議員の総選挙の施行を公示すること（4号）　⇒ 2020-6-4
⑤ 国務大臣等の官吏の任免および外交上の委任状の**認証**（5号）
⑥ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権の**認証**（6号）　⇒ 2018-7-イ　⇒ 2018-7-ウ
⑦ 栄典を授与すること（7号）
⑧ 外交文書等を認証すること（8号）
⑨ 外国の大使および公使を接受すること（9号）
⑩ 儀式を行うこと（10号）

MEMO　(i) 7条4号の「**総選挙**」は、衆議院議員の総選挙だけでなく、参議院議員の通常選挙も含むと考えられている。(ii)「**認証**」とは、ある行為または文書の成立・記載が、正当な手続でされたことを公の機関が証明することをいう。(iii)「大赦」「特赦」「減刑」「復権」の意味については、242頁参照のこと。(iv)「**栄典**」とは、国家や社会に対する功労者を表彰するために、国家が与える待遇・地位・称号などの総称をいう。

関連知識をCHECK!

【衆議院の解散】

「**解散**」とは、議員の任期が満了する前に議員の身分を一斉に終了させることをいう。衆議院の解散には、総選挙を通じて民意に即した議会を再編成するという機能がある。

衆議院の解散権は、形式的には天皇に帰属している（７条３号）。しかし、天皇には国政に関する権能がないため、現在では、**内閣に実質的解散権がある**ことについて、ほぼ争いがない。問題は、内閣の実質的解散権をいかに根拠づけるかであるが、通説は、その根拠を７条３号に求めている。すなわち、解散権は元来政治的な行為であるが、天皇が国政に関する権能をもたないことから、**天皇の解散権に対して「助言と承認」を与える内閣に実質的な解散権が帰属する**と解されている。

通説に対しては、「内閣の助言と承認は、形式的な行為に対する助言・承認にとどまるものであり、４条１項や７条柱書は実質的意思決定権の所在を根拠づける規定ではない」という批判もある。そして、通説を批判する見解の中には、内閣の実質的解散権の根拠を議院内閣制や権力分立制という憲法上の制度の趣旨に求めるものも存在する。 ⇒ 2020-6-5

⑵　７条以外の国事行為

天皇の国事に関する行為には、７条所定の10項目（13頁の①～⑩）のほかに、**⑪内閣総理大臣の任命**（６条１項）、**⑫最高裁判所長官の任命**（６条２項）、**⑬国事行為の委任**（４条２項）がある。

MEMO

内閣総理大臣の任命（⑪）、最高裁判所長官の任命（⑫）、国事行為の委任（⑬）は、７条所定の行為と異なり、国事行為に当たることが条文上必ずしも明らかではない。

⑪内閣総理大臣の任命（６条１項）、**⑫最高裁判所長官の任命**（６条２項）については、これが国事行為でないとすると、摂政が置かれた場合に、内閣総理大臣や最高裁判所長官の任命ができなくなるという不合理が生ずるため、国事行為に当たるとされている。

⑬国事行為の委任（４条２項）についても、これが国事行為でないとすると、５条が４条２項を準用していないため、摂政が置かれた場合に国事行為の委任ができなくなるという不合理が生ずるため、国事行為に当たるとされている。

● 過去問 ●

・　天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。[1999-21-ｱ]

⇒　○　そのとおり（６条１項）。

・　天皇は、国会の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。[1998-21-ｴ]

⇒　×　天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する（６条２項）。

【指名・任命・認証】

	指　名	任　命	認　証
内閣総理大臣	国会 (67条1項)	**天皇** (6条1項)	――
国務大臣	――	内閣総理大臣 (68条1項本文)	**天皇** (7条5号)
最高裁判所長官	内閣 (6条2項)	**天皇** (6条2項)	――
最高裁判所裁判官	――	内閣 (79条1項)	**天皇** (7条5号参照、裁判所法39条3項)
下級裁判所裁判官	最高裁判所 (80条1項)	内閣 (80条1項)	**高等裁判所長官のみ天皇** (7条5号参照、裁判所法40条2項)

⇒ 2014-6-2

過去問

・　①内閣総理大臣の指名、②憲法改正、法律、政令及び条約の裁可、③国務大臣の任免、④大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の決定、⑤衆議院の解散のうち、憲法上、天皇の国事行為として認められていないものはいくつあるか。［2006-4改］

⇒　**4つ**　憲法上、天皇の国事行為として認められているのは、⑤衆議院の解散（7条3号）のみである。①内閣総理大臣は、国会の議決で、これを指名する（67条1項前段）。②日本国憲法に天皇の裁可権を認めた規定はない。③国務大臣の任免は、内閣総理大臣の権能である（68条）。④大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権を決定することは内閣の権能である（73条7号）。

関連知識をCHECK!

【元号制】

元号は、年についての呼称であり、中国の制度に由来する。我が国では645年に「大化（たいか）」と号したのが最初とされ、明治以降**一世一元制**が採られた。しかし、日本国憲法下で制定された皇室典範には元号に関する規定がないため、元号に関する法的根拠が問題となり、1979（昭和54）年に**元号法**が制定された。同法によると、「元号は、政令で定める。」（1項）、「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。」（2項）とされ、附則として「昭和の元号は、本則第1項の規定に基づき定められたものとする。」とされた。

⇒ 2019-52

⑶ 国事行為の代行

天皇が国事行為を行えない場合に、他の者が天皇に代わって国事行為を行う制度として、**摂政**（５条）と**臨時代行**（４条２項）の２つがある。

摂 政	天皇が未成年であるとか、心身に重大な事故が生じたような場合に対処するための制度
臨時代行	天皇が海外旅行や病気（※摂政を置く程度に至らないもの）などで一時的に国事行為を行うことのできない場合に対処するための制度

● 過去問 ●

・　皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。[1998-21-ｱ]

⇒　○　そのとおり（５条）。

・　天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。[1998-21-ｳ]

⇒　○　そのとおり（４条２項）。

⑷ 天皇の公的行為

天皇は、国家機関として**国事行為**を行うが、そのほかに、当然のことながら私人として**私的行為**を行うことができる。もっとも、６条、７条所定の国事行為には含まれず、また純然たる私的行為と捉えることも困難な行為もある。そこで、これを**象徴としての地位に基づく公的行為**として認め、国事行為に準じて、内閣のコントロールを及ぼすべきであると解されている。

【天皇の行為】

	行為の内容	具体例
国事行為	憲法が天皇の権能として定めている行為（４条２項、６条、７条）	・内閣総理大臣の任命 ・法律等の公布
私的行為	私人として当然に行いうる行為	・生物学の研究 ・私的なスポーツ観戦
象徴としての地位に基づく公的行為	国事行為に当たらず、私的行為ともいえない公的な性質をもつ行為	・国会での「おことば」 ・外国元首の社交的接受

3. 皇室の経済

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22

1　皇室財産と皇室の費用

すべて皇室財産は、**国に属する**(88条前段)。さらに、すべて皇室の費用は、**予算に計上して国会の議決**を経なければならない(88条後段)。すなわち、皇室財産を国有化し、皇室を維持する費用は国庫から支出することにした。

関連知識をCHECK!

「**皇室財産**」とは、天皇・皇族の財産のうち、とくに公的性格の強いものをいう。88条前段は、皇室が私有財産を持つことを一切禁止しているわけではない。たとえば、三種の神器は、天皇の私有財産である。

「**皇室の費用**」とは、天皇・皇族の生活費および宮廷の事務に要する費用をいう。「皇室の費用」は、①内廷費、②宮廷費、③皇族費に分類される。

① 内廷費	天皇および内廷にある皇族の日常費用等に充てられる費用
② 宮廷費	宮廷の公務に充てられる費用
③ 皇族費	内廷にある皇族以外の皇族に支給されるもので、(ⅰ)品位保持の資に充てるために、年額により毎年支給されるもの、(ⅱ)初めて独立の生計を営む際に支出される一時金額、(ⅲ)皇族の身分を離れる際に支出される一時金額の３種類がある。

2　皇室の財産の授受に関する制限

皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、もしくは賜与することは、**国会の議決に基づかなければならない**(８条)。この趣旨は、皇室に再び財産が集中し、また、皇室が特定の個人・団体と特別の関係となり不当な支配力を持つことを防止する点にある。

MEMO　８条は、皇室と国民の間の財産移転に関するものであって、皇室内部の財産移転を制限するものではない。

第３章 戦争の放棄

はじめに

日本国憲法は、戦争という２度とあってはならない苦い経験に対する深い反省から、９条で戦争と戦力の放棄を宣言している。これは、前文で規定された平和主義を具体化させた規定であり、世界に類をみない徹底した平和主義に基づくものである。

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22

◂条 文▸

第９条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法は、前文で、日本は世界平和を理念とする平和国家であることを表明する（**平和主義**）。前文の平和主義は、９条に具体化されている。

９条１項は、まず、「日本国民は、正義と秩序を基調（きちょう）とする**国際平和**を誠実に希求（ききゅう）し」と述べて、戦争放棄の動機を一般的に表明したのち、「**国権（こっけん）の発動たる戦争**」、「**武力による威嚇（いかく）**」、および「**武力の行使**」の３つを、「国際紛争を解決する手段としては」永久に放棄すると定める。

９条２項は、「前項の目的を達するため」に、「陸海空軍その他の**戦力**は、これを保持しない」および「国の**交戦権（こうせんけん）**は、これを認めない」と定める。

関連知識をCHECK!

個別的自衛権（こべつてきじえいけん）とは、外国からの急迫（きゅうはく）または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利をいう。個別的自衛権は憲法上放棄されていない。

国連憲章（こくれんけんしょう）51条で規定され、国際法上認められている**集団的自衛権（しゅうだんてきじえいけん）**とは、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていなくても、実力で阻止する権利をいう。政府は、この意味での集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの立場をとってきた。しかし、2014（平成26）年７月１日、安倍晋三（あべしんぞう）内閣は、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使を容認する閣議決定（かくぎけってい）を行った。この閣議決定に対しては批判が根強い。